

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

個別事業等に関連した実践的、試行的な活動の内容、結果等

○飛騨高山高校生のまちづくり参画

商店街で毎年行っているディスプレイコンテストに地元高校生が参加しショーウィンドーの飾り付けを行ったほか、商店街区域内にあるテーマ型コミュニティ施設「よって館」においてショップ体験として駄菓子の販売を行うなど、高校と商店街の協働によるまちづくりに取り組んでいる。

○障がい者モニターツアー

平成 8 年よりバリアフリーに関するモニターツアーを実施し、障がいを持つ方などから聴取した意見を道路、公衆トイレのバリアフリー化をはじめとする施策に反映している。道路整備においては歩車道の段差解消とともに、細目のグレーチングを使用し車椅子やベビーカーが支障なく通行できるよう整備している。

また、誰にもやさしいまちづくり条例を制定し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に定める内容よりも強化した独自基準を制定したほか、バリアフリーに取り組む事業者を認定するなどの取り組みを行っている。

[2] 都市計画等との調和

高山市の中心市街地活性化基本計画には、各種の上位計画がある。

本計画の策定に際し、特に市街地の整備改善のための事業については、高山市第八次総合計画の基本方針を踏まえ、高山市都市基本計画との調和を保つこととしている。

(1) 高山市第八次総合計画〔平成27年3月策定予定〕

高山市第八次総合計画は平成27年度から平成36年度までの10年を期間とし、都市像を「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」と定めている。

総合計画中、分野別計画__（産業・労働）__商業の中で、中心市街地については、郊外型大型店舗等との顧客獲得競争や後継者不足などによって空洞化が進み、まち全体の個性や魅力、利便性などが低下しつつある中で、地域資源の活用などにより、商品サービスの個性や魅力、利便性の向上を図ることを課題としている。

また、[目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性]において、商店街の機能や魅力の向上、まちなかのにぎわいの創出、空き家・空き店舗活用の促進などによりにぎわいのある商業空間の形成と中心市街地の活性化を図ることとしている。

[施策の概要]においては、「にぎわいのある商業空間の形成と中心市街地の活性化」の中で、

- ・環境に配慮した街路灯への切り替えやアーケード・シースルーシャッターの設置への支援などによる商店街の機能や魅力の向上
- ・宮川を中心として朝市や商店街を回遊できる歩行者環境の整備による良好な景観保持と回遊性の向上
- ・中心市街地への移住支援などによるまちなか居住の促進

[新たな商業の創出]の中で、

- ・空き店舗を活用したチャレンジショップなどの整備による起業家の育成を位置付けている。

また、まちづくり指標として中心商店街の営業店舗数を現状値365店舗から、中間目標（平成31年）371店舗、目標（平成36年）374店舗としている。

(2) 高山市都市基本計画〔平成24年3月策定〕

平成24年3月に策定された高山市都市基本計画の中で、まちづくりの方向として、「快適で便利なまちをつくる」「温かいまちをつくる」「自立したまちをつくる」「個性あるまちをつくる」「気持ちの良いまちをつくる」の5点を掲げ、市街地については、「土地利用の純化を図り、秩序ある市街地の形成に努める」「高山市及び飛騨地域の中心として、商業、業務、公共施設など都市機能の集積や強化をはかる」「ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰にもやさしいバリアフリーのまちづくりをすすめる」「歴史的資源、文化的資源の保存と活用をはかるとともに、伝統文化と調和した美しい都市景観の創出をはかる」「幹線及び生活道路の整備や緑あふれる空間の創出、まちなかの空間を活用した公園の整備など、都市基盤の整備をすすめる」「市街地の拡散を防止し、にぎわいのある商業空間の形成と中心市街地の活性化をはかる」「豊富な地域資源を活用した観光拠点の整備及び充実により、観光産業の振興をはかる」としている。

(3) 高山市地域公共交通網形成計画〔平成27年3月策定予定〕

都市交通計画の基本的な方向性を、「最低限の「生活環境の質（QOL）の確保を将来にわたり保証する」「ユニバーサルデザインの視点を踏まえた地域公共交通を整備する」「多くの人にメリットのある地域公共交通を整備する」「交通事業者、市民、行政の協働による持続可能な地域公共交通を整備する」「効率的で低コストな地域公共交通を整備する」としており、整備方針として「交通事業者運行路線と高山市自主運行バスとの共存・相互補完を図る」「地域の交通資源を活用する」「安全・安心な公共交通を整備する」「サービス水準を適正化する」「不特定多数の利用者が利用できる地域公共交通として整備する」「利用者に一定の負担を求める」「交通事業者、市民、行政の協働による地域公共交通の整備・運営を行う」としている。

以上のように、本市では、基本計画の策定に際し、都市基本計画等との調和を図りながら、中心市街地の活性化に努めることとする。

〔3〕 その他の事項

○歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、全国に先駆けて国の認定を受けた。

本市の歴史的風致は、長い歴史と伝統によって構築された歴史的建造物とその周辺の市街地、及びそこで行われる祭礼行事や年中行事など、歴史と伝統を反映した人々の活動という要素が一体となっている。

計画において、本市の中心市街地を含む城下町高山区域を重点区域に設定し、重点区域の歴史的風致を守り向上させていくことで、伝統的な形態の生活が残る周辺の農山村地域を含めた市全体の魅力を高めていくこととしている。

歴史的な建造物の保存・復原・活用や伝統行事の資質向上とともに、人や文化財とふれあう周遊ルートなどの整備などに取り組んでいる。